

大崎市競争入札参加登録業者等指名停止情報

令和8年2月17日現在

承認番号	会社名	会社住所	役職	代表者名	事実概要	指名停止措置要件・期間		指名停止期間		
						要件	措置期間	月数	開始	満了
(東北支店) 1090300947	新明和工業(株)	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	代表取締役	五十川 龍之	当該業者ら(極東開発工業(株)、新明和工業(株))は、共同して、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定特装車製品の販売分野における競争を実質的に制限していたことから、令和7年9月24日付け公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定に違反する業者として公表されたもの。	大崎市競争入札参加登録業者等指名停止要領別表措置要件13 「独占禁止法違反行為」市発注工事等、一般工事等又はそれ以外の工事等に関して、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	12箇月以上36箇月以内	10箇月	令和7年10月22日	令和8年8月21日
(石巻事務所) 1090301085	(株)中央技術コンサルタンツ	東京都新宿区西新宿8-5-1	代表取締役	甲斐 琴子	当該業者の東北支店長は、令和5年7月19日に実施された気仙沼市発注の道路設計業務の一般競争入札において、事前に同市職員から入札情報に関する情報を受け取り、最低制限価格に近い価格で不正に受注したとして、公契約関係競争等妨害の疑いで令和7年7月21日に宮城県警察に逮捕されたもの。	大崎市競争入札参加登録業者等指名停止要領別表措置要件14 「競争入札妨害又は談合」市発注工事等、一般工事等又はそれ以外の工事等に関して、代表役員等、一般役員等又は使用人が刑法第96条の3第1項の規定による競争入札妨害及び同法第96条の3第2項の談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12箇月以上36箇月以内	16箇月	令和7年8月8日	令和8年12月7日
1090300177	極東開発工業(株)	大阪府大阪市中央区淡路町二丁目5番11号	代表取締役	布原 達也	当該業者ら(極東開発工業(株)、新明和工業(株))は、共同して、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定特装車製品の販売分野における競争を実質的に制限していたことから、令和7年9月24日付け公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定に違反する業者として公表されたもの。	大崎市競争入札参加登録業者等指名停止要領別表措置要件13 「独占禁止法違反行為」市発注工事等、一般工事等又はそれ以外の工事等に関して、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	12箇月以上36箇月以内	10箇月	令和7年10月22日	令和8年8月21日
(仙台事務所) 1090300702	大日コンサルタント(株)	岐阜県岐阜市藪田南3丁目1番21号	代表取締役	市橋 政浩	当該業者は、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務に関する入札等において、当該業者らを含む6者で共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるよう見積価格の調整を行うことにより、公共の利益に反して、当該取引分野における競争を実質的に制限していたことから、令和7年12月19日付け公正取引委員会から独占禁止法第3条に違反する事業者として公表されたもの。	大崎市競争入札参加登録業者等指名停止要領別表措置要件13 「独占禁止法違反行為」市発注工事等、一般工事等又はそれ以外の工事等に関して、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	12箇月以上36箇月以内	6箇月	令和8年1月19日	令和8年7月18日

大崎市競争入札参加登録業者等指名停止情報

令和8年2月17日現在

承認番号	会社名	会社住所	役職	代表者名	事実概要	指名停止措置要件・期間		指名停止期間		
						要件	措置期間	月数	開始	満了
(東北事務所) 1090301079	(株)トーニテコン サルタント	東京都渋谷区本町一丁目13番3号	代表取締役社長	横井 輝明	当該業者は、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務に関する入札等において、当該業者らを含む6者で共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるよう見積価格の調整を行うことにより、公共の利益に反して、当該取引分野における競争を実質的に制限していたことから、令和7年12月19日付で公正取引委員会から独占禁止法第3条に違反する事業者として公表されたもの。	大崎市競争入札参加登録業者等指名停止要領別表措置要件13 「独占禁止法違反行為」 市発注工事等、一般工事等又はそれ以外の工事等に関して、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	12箇月以上 36箇月以内	6箇月	令和8年 1月19日	令和8年 7月18日
※課徴金減免制度適用										